植物防疫所

病害虫情報

NO. 24

1987.11.30

奄美大島及び宮古群島における ウリミバエ根絶

奄美大島及び宮古群島において実施されていた ウリミバエの根絶防除については、本誌21号で紹介したが、その後、防除効果は着実に上がり、それぞれの島々においてウリミバエの駆除確認調査

が実施された。その結果 ウリミバエの根絶が確認 され、11月30日から本虫 に係る移動規制が解除さ れたので、その概要を紹 介する。

奄美大島 奄美大島に おけるウリミバエの根絶 防除事業は、奄美群島喜 界島のウリミバエ根絶防 除の成功を踏まえて、昭和60年2月から開始された。まず、誘引剤の散布による密度抑圧防除が実施され、引き続いて同年9月から毎週4,000~5,000万頭の不妊虫放飼が行われた。

その結果、防除効果は着実に上がり、ウリミバ 工寄生果率調査で61年5月に6果の寄生果が発見 されたのを最後に、全く発見されなくなった。

一方、トラップ調査においては、61年11月以降本年3月と5月に各1頭の野生虫が誘殺されたが、これは徳之島等から飛来したものと考えられた。

これらのことから、ウリミバエは根絶されたものと判断され、廃児島県知事は本年6月8日に門

司植物防疫所長に対しウリミバ工駆除確認申請書を提出した。

このため、門司植物防疫所は62年7月1日から 9月30日までの3か月間、トラップ調査と生果実

調査による駆除確認調査を行った。

調査はウリミバ工野生 虫の飛来侵入・再発生を 阻止するため、これまで どおり不妊虫の放飼が行 われ、不妊虫が多数生存 する状況下で実施された。

トラップ調査では、奄美大島全域に150個の調査用トラップを設置し、2週間間隔で6回誘殺虫の回収を行い、トラップに誘殺された98,891頭について野生虫か不妊虫かの識別調査(マーク識別、精巣生殖細胞調査)を行った。その結果、7月に

精巣生殖細胞調査)を行った。その結果、7月に 奄美大島の北部で野生虫1頭の誘殺があったが、 詳細な調査の結果、これは徳之島等発生地域から の飛来による一過性のものであると判断された。

一方、生果実調査では、奄美大島全域から3回 (7月、8月、9月)にわたって寄主植物の生果 実16種類210,047個を採集し保管調査したが、ウ リミバエは発見されなかった。

以上の結果、鹿児島県及び門司植物防疫所の調



査を通算すると、昨年11月以降11か月間ウリミバエの発生は認められなかった。これをウリミバエの世代数に換算すると、7世代以上の期間に相当することから、奄美大島のウリミバエは根絶されたものと判断された。

宮古群島 宮古群島にあけるウリミバエの根絶 防除事業は、まず58年12月から誘殺剤の散布による密度抑圧防除が行われ、引き続いて59年8月から不妊虫放飼による本格的な防除が開始された。60年夏には防除効果に地域差が見られたことから、一部地域で追加放飼が行われ、最も多い時期には毎週4.800万頭が放飼された。

その結果、防除効果は急速に上がり、61年10月のウリミバ工寄生果率調査で2個の寄生果が見られたのを最後に、全く発見されなくなった。

一方、トラップ調査では、62年1月に野生虫が 1頭誘殺されたのを最後に野生虫は全く発見され なかった。

これらのことから、ウリミバエは根絶されたものと判断され、沖縄県知事は本年7月1日に那覇植物防疫事務所長に対しウリミバエ駆除確認申請書を提出した。

このため、那覇植物防疫事務所は7月8日から 10月7日までの3か月間、トラップ調査と生果実 調査による駆除確認調査を行った。

調査は、奄美大島と同様に不妊虫の放飼が継続して行われるなかで実施された。

トラップ調査では、宮古群島全域に70個の調査用トラップを設置し、2週間間隔で6回誘殺虫の回収を行いトラップに誘殺された114,341頭について、野生虫か不妊虫かの識別調査を行った。その結果、平良市の2個のトラップで野生虫18頭の誘殺があり、詳細な調査の結果、これらは発生地域からの寄生果実の持ち込みに起因する一過性のものであると判断された。

また、多良間村水納島でも1頭の野生虫が誘殺されたが、発生地の石垣島等からの飛来による一過性のものであると判断された。

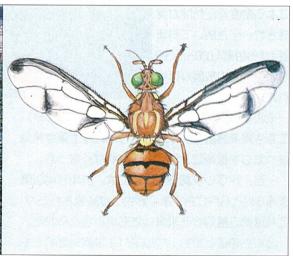
一方、生果実調査では、宮古群島全域から3回 (7月、8月、9月)にわたって寄主植物の生果 実19種類142,517個を採集し保管調査したが、ウ リミバエは発見されなかった。

以上の結果、沖縄県及び那覇植物防疫事務所の調査を通算すると、本年2月以降8か月間ウリミバエの発生は認められなかった。これをウリミバエの世代数に換算すると、6~7世代の期間に相当することから宮古群島のウリミバエは根絶されたものと判断された。

根絶に伴う今回の移動解禁措置により、奄美大島と宮古群島からの本土向け野菜、とりわけメロン、さやいんげん、かぼちゃ、すいかなどの移動が自由となることにより、今後、これらの島々においては亜熱帯気候を利用した冬春季野菜などの生産振興が期待されている。



収穫を喜ぶ生産者



ウリミバエ